過去3年間の最大値（H22～H24 ）

番号	項目名	基準値	（最大値） 参川簡易水道（浄水）			3年間の最大値	（最大値） 町下京の森簡易水道（浄水）			3年間の最大値	（最大値） 恩地町上簡易水道（浄水）			3年間の最大値	（最大値） 寺村簡易水道（浄水）			3年間の最大値	（最大値） 立石簡易水道（浄水）			3年間の最大値	（最大値） 突合簡易水道（浄水）			3年間の最大値	（最大値） 中田渡簡易水道（浄水）			3年間の最大値	（最大値） 上田渡簡易水道（浄水）			3年間の最大値	小田地区簡易水道の3年間の最大値
			H22	H23	H24		H22	H23	H24		H22	H23	H24		H22	H23	H24		H22	H23	H24		H22	H23	H24		H22	H23	H24		H22	H23	H24		
—	色、濁り及び消毒の残留効果		—	—	–	—	—	—	–	—	—	—	–	—	—	—	–	—	—	—	–	—	—	—	–	—	—	—	–	—	—	—	–	—	—
1	一般細菌	100以下/ML以下であること。	2	8	2	8	1	1	5	5	2	4	2	4	3	3	8	8	20	7	2	20	9	5	4	9	6	12	5	12	4	15	3	15	20
2	●大腸菌	検出されないこと。	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg／L以下であること。	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005mg／L以下であること。	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01mg／L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01mg／L以下であること。	0.002	0.002	0.001	0.002	0.004	0.004	0.001	0.004	0.004	0.004	0.001	0.004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素びその化合物	0.01mg／L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.05mg／L以下であること。	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04mg／L以下であること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg／L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg／L以下であること。	0.5	0.3	0.6	0.6	0.4	0.4	0.7	0.7	0.5	0.3	0.6	0.6	0.6	0.6	0.8	0.8	0.3	0.2	0.6	0.6	0.7	0.7	1	0.7	0.2	0.3	0.5	0.5	0.5	0.3	1	1	0.9
12	フッ素及びその化合物	0.8mg／L以下であること。	0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.09	<0.08	<0.08	0.09	0.15	0.1	0.13	0.15	<0.08	<0.08	<0.08	0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.09	0.11	0.11	0.11	<0.08	<0.08	<0.08	0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.11
13	★ホウ素及びその化合物	1.0mg／L以下であること。	0.011	<0.005	<0.01	0.011	0.022	0.01	0.014	0.022	0.079	0.045	0.015	0.079	0.009	0.007	0.01	0.01	0.006	0.006	0.007	0.007	0.04	0.031	0.03	0.04	0.007	<0.005	<0.005	0.007	0.034	<0.005	<0.02	0.034	0.171
14	四塩化炭素	0.002mg／L以下であること。	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	★1,4-ジオキサン	0.05mg／L以下であること。	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	[illegible]	0.02mg／L以下であること。	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.002
17	ジクロロメタン	0.02mg／L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.002	<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01mg／L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.0003	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.003	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.003	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.03mg／L以下であること。	<0.0003	<0.0003	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.0003	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.0003	<0.001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.0003	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.0003	<0.001	<0.001	<0.0003
20	ベンゼン	0.01mg／L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6mg／L以下であること。	<0.06	<0.06	<0.1	<0.1	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	0.06	<0.06	<0.06	<0.07	0.07	0.06	<0.06	<0.06	0.06	<0.06	<0.06	<0.1	<0.1	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	0.17
22	★クロロ酢酸	0.02mg／L以下であること。	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06mg／L以下であること。	0.001	0.002	0.004	0.004	0.017	0.006	0.016	0.017	0.003	0.004	0.009	0.009	0.008	0.008	0.018	0.018	0.002	0.002	0.012	0.012	0.004	0.004	0.007	0.007	0.005	0.007	0.018	0.018	0.01	0.01	0.009	0.01	0.017
24	★ジクロロ酢酸	0.04mg／L以下であること。	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.006	<0.004	<0.005	0.006	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.005	<0.005	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.005	0.004	0.006	0.006	0.007	0.005	0.004	0.007	0.007
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg／L以下であること。	0.002	0.003	0.002	0.003	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.003	0.002	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.01	<0.001	<0.001	0.01	0.002	0.001	0.001	0.002	0.004
26	★臭素酸	0.01mg／L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.013	<0.001	<0.001	0.013	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.013
27	総トリハロメタン	0.1mg／L以下であること。	0.005	0.008	0.008	0.008	0.022	0.014	0.022	0.022	0.008	0.008	0.013	0.013	0.014	0.015	0.024	0.024	0.008	0.01	0.02	0.02	0.011	0.011	0.014	0.014	0.013	0.01	0.022	0.022	0.018	0.016	0.012	0.018	0.018
28	★トリクロロ酢酸	0.2mg／L以下であること。	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg／L以下であること。	0.002	0.003	0.003	0.003	0.005	0.005	0.006	0.006	0.003	0.003	0.004	0.004	0.004	0.005	0.006	0.006	0.003	0.003	0.006	0.006	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.006	0.005	0.003	0.006	0.006
30	ブロモホルム	0.09mg／L以下であること。	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002
31	★ホルムアルデヒド	0.08mg／L以下であること。	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg／L以下であること。	0.047	0.024	0.012	0.047	0.087	<0.005	<0.005	0.087	0.006	<0.005	<0.005	0.006	0.008	0.018	0.018	0.018	0.006	<0.005	<0.005	0.006	0.019	0.028	0.017	0.028	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.087
33	★アルミニウム及びその化合物	0.2mg／L以下であること。	0.007	<0.005	<0.005	0.014	0.006	<0.005	<0.006	0.006	<0.005	0.014	0.011	0.014	0.052	<0.005	<0.005	0.052	0.018	0.013	0.022	0.022	0.011	0.008	0.008	0.011	0.019	0.007	0.011	0.019	0.009	<0.005	<0.005	0.009	0.052
34	鉄及びその化合物	0.3mg／L以下であること。	0.033	0.012	0.007	0.033	<0.005	0.006	0.007	0.007	0.014	<0.005	<0.006	<0.014	0.01	0.033	0.042	0.042	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.016	0.022	0.033	0.033	0.007	0.007	0.013	0.013	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	0.256
35	銅及びその化合物	1.0mg／L以下であること。	0.064	0.012	0.005	0.064	0.005	<0.005	<0.005	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.007	<0.005	<0.005	0.007	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.007
36	ナトリウム及びその化合物	200mg／L以下であること。	3.4	3	3.3	3.4	3.2	2.8	3.2	3.2	3.7	3.7	4.8	4.8	2.6	2.9	3	3	3.1	2.7	3.4	3.4	5.2	4.7	4.2	5.2	4.7	4.2	3.8	4.7	4.7	4.4	4.1	4.7	5.8
37	マンガン及びその化合物	0.05mg／L以下であること。	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
38	塩化物イオン	200mg／L以下であること。	5.9	5.2	6.4	6.4	5	4.8	4.6	5	5.1	5	4.4	5.1	8.2	4.7	4.9	8.2	4.9	4.7	5	4.9	5.2	4.8	4.8	5.2	5.1	5	5	5.1	5.8	5.9	5.7	5.9	8.2
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg／L以下であること。	62	50	58	62	71	61	63	71	126	126	117	126	75	66	108	108	32	37	32	37	89	71	66	89	37	20	26	37	43	31	34	43	126
40	蒸発残留物	500mg／L以下であること。	103	74	97	103	111	173	92	173	164	164	162	164	104	94	136	136	64	68	66	68	138	118	119	138	74	70	65	74	80	58	75	80	173
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg／L以下であること。	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	●ジェオスミン	0.00001mg／L以下であること。	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43	●2-メチルイソボルネオール	0.00001mg／L以下であること。	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	★非イオン界面活性剤	0.02mg／L以下であること。	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	<0.005
45	フェノール類	0.005mg／L以下であること。	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	■有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） ◆有機物（全有機炭素（TOC）の量）	10mg／L以下であること。	<0.5	0.4	0.3	0.5	1.4	1.1	0.7	1.4	1.8	0.8	0.6	1.8	0.7	0.6	0.7	0.7	0.8	<0.3	<0.6	0.8	1.5	0.5	0.6	1.5	1.1	0.6	0.9	1.1	0.9	0.7	0.9	0.9	1.8
47	ph値	5.8以上8.6以下であること。	6.7～7.5	6.8～7.3	6.9～7.2	6.7～7.5	7.7～8.0	7.7～8.0	7.8～8.0	7.7～8.0	6.7～8.1	6.7～8.0	7.8～8.0	6.7～8.1	6.8～8.3	7.8～8.3	7.8～8.0	6.8～8.3	7.4～8.3	7.7～8.1	7.3～8.2	7.3～8.3	7.2～7.9	7.7～8.0	7.6～8.0	7.2～8.0	7.2～8.2	7.3～7.9	7.2～8.2	7.2～8.2	7～8.3	7～7.6	7.1～7.6	7～8.3	6.7～8.3
48	味	異常でないこと。	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと。	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下であること。	2	<1	<1	2	4	<1	<1	4	<1	<1	<1	<1	1	1	1	1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	2	2	2	2	1	2	1	2	4
51	濁度	2度以下であること。	0.8	<0.1	<0.5	0.8	<0.1	<0.1	<0.5	0.5	<0.1	<0.1	<0.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.5	0.5	<0.1	<0.1	<0.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.5	<0.5	1

過去3年間の最大値（H22～H24 ）

番号	項目名	基準値	検査回数（法定）	検査回数の減	検査計画（参川）	検査予定（参川）	検査計画（町下京の森）	検査予定（町下京の森）	検査計画（恩地町上）	検査予定（恩地町上）	検査計画（寺村）	検査予定（寺村）	検査計画（立石）	検査予定（立石）	検査計画（突合）	検査予定（突合）	検査計画（中田渡）	検査予定（中田渡）	検査計画（上田渡）	検査予定（上田渡）
―	色、濁り及び消毒の残留効果																			
1	一般細菌	100以下/ML以下であること。	1回/月	不可	ー	1回/月	ー	1回/月	ー	1回/月	ー	1回/月	ー	1回/月	ー	1回/月	ー	1回/月	ー	1回/月
2	●大腸菌	検出されないこと。	1回/月	不可	ー	1回/月	ー	1回/月	ー	1回/月	ー	1回/月	ー	1回/月	ー	1回/月	ー	1回/月	ー	1回/月
3	カドミウム及びその化合物	0.01㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
4	水銀及びその化合物	0.0005㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
5	セレン及びその化合物	0.01㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
6	鉛及びその化合物	0.01㎎／L以下であること。	1回/3月	可	5分の1	1回/3月	5分の1	1回/3月	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
7	ヒ素びその化合物	0.01㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
8	六価クロム化合物	0.05㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
9	亜硝酸態窒素	0.04㎎／L以下であること。	1回/3月	不可	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01㎎／L以下であること。	1回/3月	不可	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
12	フッ素及びその化合物	0.8㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/年
13	★ホウ素及びその化合物	1.0㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
14	四塩化炭素	0.002㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
15	★1,4-ジオキサン	0.05㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
16	[illegible]	0.02㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
17	ジクロロメタン	0.02㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
18	テトラクロロエチレン	0.01㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
19	トリクロロエチレン	0.03㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
20	ベンゼン	0.01㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
21	塩素酸	0.6㎎／L以下であること。	1回/3月	不可	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月
22	★クロロ酢酸	0.02㎎／L以下であること。	1回/3月	不可	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月
23	クロロホルム	0.06㎎／L以下であること。	1回/3月	不可	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月
24	★ジクロロ酢酸	0.04㎎／L以下であること。	1回/3月	不可	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月
25	ジブロモクロロメタン	0.1㎎／L以下であること。	1回/3月	不可	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月
26	★臭素酸	0.01㎎／L以下であること。	1回/3月	不可	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月
27	総トリハロメタン	0.1㎎／L以下であること。	1回/3月	不可	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月
28	★トリクロロ酢酸	0.2㎎／L以下であること。	1回/3月	不可	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月
29	ブロモジクロロメタン	0.03㎎／L以下であること。	1回/3月	不可	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月
30	ブロモホルム	0.09㎎／L以下であること。	1回/3月	不可	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月
31	★ホルムアルデヒド	0.08㎎／L以下であること。	1回/3月	不可	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月
32	亜鉛及びその化合物	1.0㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
33	★アルミニウム及びその化合物	0.2㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	ー	1回/3月	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
34	鉄及びその化合物	0.3㎎／L以下であること。	1回/3月	可	5分の1	1回/3月	ー	1回/3月	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
35	銅及びその化合物	1.0㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
36	ナトリウム及びその化合物	200㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
37	マンガン及びその化合物	0.05㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
38	塩化物イオン	200㎎／L以下であること。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300㎎／L以下であること。	1回/3月	可	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月	－	1回/3月
40	蒸発残留物	500㎎／L以下であること。	1回/3月	可	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月	ー	1回/3月
41	陰イオン界面活性剤	0.2㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
42	●ジェオスミン	0.00001㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
43	●2-メチルイソボルネオール	0.00001㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
44	★非イオン界面活性剤	0.02㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
45	フェノール類	0.005㎎／L以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
46	■有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） ◆有機物（全有機炭素(TOC)の量）	10㎎／L以下であること。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月
47	ph値	5.8以上8.6以下であること。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月
48	味	異常でないこと。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月
49	臭気	異常でないこと。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月
50	色度	5度以下であること。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月
51	濁度	2度以下であること。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月